

平成27年4月28日

各 位

会 社 名 NECネッツエスアイ株式会社 代表者名 代表取締役執行役員社長 和田 雅夫 (コード番号 1973 東証第一部) 問合せ先 執行役員 山本 徳男 (TEL 03-6699-7007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 平成27年6月23日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議いたし ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行を行わない取締役および監査役において、責任限定契約を締結することができることに伴い、現行定款第25条および第32条において所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変		更	案
第4	元会	第4章 取締役及び取締役会					
(社外取締役		(取締役との責任限定契約)					
会任責が賠あ	で 間に、 別定に 指書 に 語籍する で の 万円以上 に は に は に に に に に に に に に に に に に	第25条 本会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。					

現	行	定	款	変		更	案		
穿	강 会	第5章 監査役及び監査役会							
第26条~31章		第26条~31条(略)							
(社外監査役との責任限定契約)				(監査役との責任限定契約)					
	本会社は、社会社法第4279 任務を怠った 責任を限定す がで責任の限 時間からの限 あらかる金額の る。	条第1項の 東 ま ま る 契約を 新 し、 当該 実 に は、 12 は、 12 めた 金額 又 の の の の の の の の の の の の の	記定により、 損害賠償 話結すること 別に基づく の万円以上で は法令に	第32条	会社法質任務を認責任を認定されてきる。	怠ったことに 限定する契約 る。但し、当 £の限定額は ごめ定めた金	の間に、 近の規定により、 よる損害賠償 を締結すること 該契約に基づく 、120万円以上で 額又は法令に れか高い額とす		

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日 (火曜日) 定款変更の効力発生日

平成27年6月23日(火曜日)

以 上